

第 1 条（目的）

乙は甲の選択にかかる別表 1 記載の自動車(以下自動車といいます)を甲にリースし、甲はこれを借受けます。

第 2 条（リース期間）

自動車のリース期間は、道路運送法による貸渡許可(以下貸渡許可といいます)の後、別表 5 記載のとおりとします。ただし、貸渡許可の期限または道路運送車両法に定める自動車検査証記載の有効期間のいずれかが、別表 5 記載の期間内に到来した場合は、その日をもってリース期間の終了とします。

第 3 条（リース料）

①リース料は、別表 2 記載の費用を基礎に月単位の回数払にて計算します。
②リース料の支払総額および月額ならびにその支払方法は、別表 6 及び 7 記載のとおりです。
③甲は、消費税法の税率にもとづく消費税額を、リース料に付加して支払うものとします。(以下リース料およびその消費税額の総称をリース料等といいます)。
④支払方法が手形の場合、甲は、各月のリース料を額面、支払日を満期、受取人を乙とする約束手形を、自動車の受渡日に乙に対し一括交付します。
⑤リース期間中に、次の各号の一が発生した場合、乙は新たな費用または増加額を一括または分割して甲に請求できます。
a . 自動車についての新税が創設され、もしくは自動車税、自動車重量税または自動車保険料等が変更されたとき。
b . 法令により自動車の仕様変更が実施されたとき。
⑥理由の如何を問わず、甲の自動車の不使用もしくは使用不能期間についてのリース料等の支払は免れません。

第 4 条（前払リース料）

①甲は、この契約の履行の保証として別表 6 記載の前払いリース料ならびに消費税を乙に支払います(以下前払リース料ならびにその消費税額を総称して前払リース料等といいます)。
②前払リース料等は、最終のリース料から逆順により順次充当されるものとします。
③甲がこの契約書の一に違反したとき、乙は、前項の規定にもかかわらず、前払いリース料等をこの契約にもとづく甲の乙に対する債務の弁済に充当することができます。この場合、甲は、甲の債務の充当相当額を、ただちに支払わなければなりません。

第 5 条（自動車の受渡）

①自動車の受渡予定日ならびに受渡場所は、別表 1 記載のとおりです。
②甲は、自動車の受渡を受けた後、遅滞なく乙または乙代理人の立会いのもとに自動車を点検し、乙に借受証を交付します。甲は、借受証を乙に交付したときから、自動車を使用することができます。
③前項の点検の結果、自動車に瑕疵があったときは、甲は、借受証にその旨を附記します。甲がこれを怠ったときは、自動車は完全状態で受渡されたものとみなします。
④前項の借受証の附記は、その名義の如何を問わず、甲がなしたものとみなします。
⑤乙は、以下の各号に関しては、責任をもちません。
a . 自動車の受渡の遅延、あるいは受渡の不能。
b . 受渡の前後を問わず、自動車に設計、構造、性能、品質上の欠陥、瑕疵がある場合。
c . 自動車の選択、決定に関する甲の錯誤。
⑥前項の場合、甲は、自動車の保証書等にしがたって、自動車の製造者または供給者等から担保責任、損害賠償等の履行を受けるものとします。この場合においても、この契約は変更されません。
⑦乙が製造者または供給者等にたいして権利を取得するときは、乙は甲の請求により、その権利を甲の損害の範囲内で甲に譲渡する手続きをとります。この場合においても、この契約は変更されないものとします。
⑧甲は前記の貸渡許可入手に必要な書類を乙の要求に応じ提出するものとします。

第 6 条（自動車の使用、保管）

①甲は、受渡を受けた後返還にいたるまで、自動車を本来の用法ならびに法令にしたがい、通常の業務のために善良な管理者の注意をもって、使用、保管するものとします。
②甲は、常に自動車を良好、安全な使用状態にたち、法令にしたがい、自己の責任と費用で自動車を点検、修理します。自動車が損傷をうけたときは、その原因の如何を問わず、甲は、自己の責任と負担で修理、修復するものとします。ただし、メンテナンススリースの場合で別表 4 に記載あるものについては、その記載部分に関してはその内容にしたがいます。
③甲は自動車を別表 1 記載の使用の本拠地にて保管するものとし、乙の書面による承諾を得なければそれを変更することはできません。
④自動車の使用、保管状況を調査するため、乙が保管場所への立入りもしくは資料の提出、説明等をもとめたときは、甲は異議なくこれに応じます。
⑤自動車自体もしくはその使用またはその保管に起因して生じた

一切の人的または物的損害については、甲が一切の責任を負うものとします。万一、乙が第三者から損害賠償の請求を受けたときは、甲はこれを引受けて賠償するものとし、また乙がこれを賠償したときは、甲はその損害賠償額および問題解決に要した一切の費用(弁護士費用を含みます)を乙の請求あり次第ただちに乙に支払うものとします。
⑥自動車につき、その製造者または供給者等が保証条件を定めている場合に甲がその保証の範囲内で修理その他のサービスを受けようとするときは、直接その製造者または供給者等に請求するものとします。

第 7 条（原状の変更）

①甲は、あらかじめ乙の書面による承諾を得なければ、自動車の改造、模様替、規格、性能、仕様、品質の変更、他の物件を付着させる等の行為はできません。
②前項の場合、乙の承諾の有無にかかわらず、乙が要求したときは、甲は無償でその効果を乙に移転します。

第 8 条（権利の譲渡等の禁止）

①甲は、自動車を他に譲渡したり、第三者に使用させたり、担保権を設定する等、乙の権利を侵害するような一切の行為をしてはなりません。
②乙から自動車に乙の所有権を明示する標示、標識を付着、設置するよう指示があった場合、甲は、異議なくこれにしたがわなければなりません。

第 9 条（侵害行為の排除）

①自動車について第三者から仮差押、仮処分、強制執行あるいは占有の妨害等がなされもしくはそのおそれがあるときは、甲は、ただちにその旨を乙に通知し乙の指示にしたがうとともに、すみやかにその回避、排除に努めなければなりません。
②乙が自動車の権利を保全するために必要な措置をとったときは、甲は、乙の支払った一切の費用を負担します。
③甲は、自動車の占有を侵害されたときには、乙とともに紛失届もしくは盗難届を所轄の警察署に提出します。

第 10 条（メンテナンスサービス）

①甲は、リース期間中、リース料にメンテナンスサービスが含まれる場合は、乙の指定するメンテナンス工場(以下協定工場といいます)で自動車の製造会社の定める整備基準に基づき、メンテナンスサービスを受けることができます。
②甲は、前項のメンテナンスサービスを受ける場合は、事前に協定工場に連絡し、協定工場の指示にしたがうものとします。
③乙は、甲に対し、必要に応じ前項の指示をすることができます。
④次の場合の修理費用等は、甲の負担とします。
a . 甲の故意あるいは重大な過失に起因する修理等の費用。
b . 加入している保険にて補填されない修理等の費用。
c . 別表 4 に記載するメンテナンスサービスの範囲外のサービス費用。
d . 甲が、乙あるいは協定工場の承諾なく独自におこなった修理等の費用。

第 11 条（修理）

①自動車が損傷したときは、甲は遅滞なく協定工場に搬入し自動車を修理します。ただし、やむをえない場合には、乙あるいは協定工場の承諾を得て、最寄りの整備工場に修理を依頼することができます。
②前項の場合、別表 2 及び 4 記載のリース料等に含まれない費用項目についての修理費用は、甲が負担します。

第 12 条（事故処理）

①甲が自動車の使用、保管等に起因して第三者に損害を与えたとき、あるいは第三者との間に紛争が生じた場合は、甲は、自己の費用と責任をもって解決するものとします。
②甲は、事故が発生したときは、乙の定める内容にしたがって、すみやかに乙に事故報告をします。

第 13 条（保険）

①乙は、自動車損害賠償責任保険ならびに自動車保険契約をリース期間中継続して締結します。
②甲は、乙の事前の承認を得て、前項の自動車に関する保険契約をみずから締結することができます。この場合乙は、付保手続等の業務に関しては一切責任を負担しません。
③甲、乙いずれが自動車に関する保険契約を締結する場合においても、車両保険の被保険者は常に乙になります。その場合、甲は乙から請求があったときには遅滞なく保険証券の写を乙に提示するものとします。
④保険証券は、甲がみずから保険契約を締結する場合ならびに甲乙間に特約がある場合を除き、乙が保管するものとします。
⑤保険の適用外の損害、保険金を超過する損害もしくは保険の免責事項にあたる損害等、加入する保険で補填されない損害については、甲の負担とし、乙は責任を負いません。
⑥車両保険事故が発生したときは、保険金は乙が直接保険会社から受取り、乙の選択により次の用途に使用します。
a . 甲の要した修理費用の補填。
b . 第16条の甲の支払うべき規定損害金への充当。

⑦その他保険に関するとりきめは、保険会社の約款、取扱規定にしたがいます。

第 14 条（通知義務）

①甲または連帯保証人について次の各号の一が生じたときは、甲または連帯保証人は、乙にたいしてただちにこれを通知しなければなりません。
a . リース料等の支払を怠り、その他この契約に違反したとき。
b . 乙または第三者に対して振出した手形、小切手を不渡りにしたとき。
c . 支払停止、公租公課の滞納もしくは保全処分、強制執行、競売の申立を受けたとき。
d . 破産、民事再生もしくは会社更生手続の申立があった場合。
e . 解散になった場合。
f . 監督官庁より営業許可の取消しを受け、もしくは営業停止または廃止をしたとき。
g . 自動車について重大な事故が発生し、契約の継続が不可能となったとき。
h . 原因の如何を問わず、自動車の占有を喪失したとき。
i . 自動車の使用もしくは保管に起因して、第三者に人的、物的な損害を与えたとき。
②甲もしくはその連帯保証人は、住所、商号、代表者の変更、その他事業内容、経営組織に重要な変更があったときには、ただちに乙に通知するものとします。
③前二項の通知を怠ったために、乙からの通知または送付書類等が延着もしくは到着しなかった場合には、乙からの通知または送付書類は、通常到達すべきときに到達したものとみなすことに甲は同意します。

第 15 条（自動車の滅失等による契約の終了）

①自動車が滅失、修理不能、占有喪失、所在不明となったときは、乙は、通知・催告を要せずにこの契約を終了させることができます。
②前項によりこの契約が終了した場合は、甲は、次条に規定する規定損害金をただちに乙に支払うものとします。
③乙が車両保険金の支払を受けたとき、乙の受領金額の限度で甲は規定損害金の支払義務を免除されるものとします。

第 16 条（規定損害金）

規定損害金は、別表 9 記載の基本額から支払済のリース料を控除した額とします。

第 17 条（遅滞損害金）

甲がリース料等その他この契約にもとづく債務の支払を怠ったとき、もしくは乙が甲のために費用の立替払をしたときは、甲は、その支払期日の翌日から支払完了時まで100円につき 4 銭の割合による遅延損害金を乙に支払ます。

第 18 条（相殺の禁止）

甲は、この契約により乙に負担する債務と、乙もしくはその承継人に対して有する債権とを相殺することはできません。

第 19 条（契約解除その 1）

①甲が次の各号の一に該当したときは、乙は、なんらの通知・催告を要せずにただちにこの契約を解除することができます。
a . 甲が自動車を引取らない旨をあらかじめ表示したとき。
b . 甲が自動車の引取りを拒んだとき。
c . 甲が自動車を引取る意思もしくは資力がないと乙が認めたとき。
②前項の場合、甲は、乙の請求がありしだい、乙に生じたすべての損害を賠償しなければなりません。

第 20 条（契約解除その 2）

①甲が第14条第 1 項各号の一に該当するに至ったときは、乙は、なんらの通知・催告を要せずにただちにこの契約を解除することができます。
②前項により契約が解除されたときの自動車の返還もしくは引取りについては、第23条の規定にしたがいます。
③本条により自動車の返還もしくは引取りがなされた場合でも、甲は、乙に対し第16条の規定損害金をただちに支払うものとします。なお乙に生じた損害額が規定損害金の額を超えたときは、超えた額を甲に請求することができるものとします。
④連帯保証人に第14条第 1 項の a から f 迄の事由のいずれかが発生した場合、甲は、乙に対し代わりの連帯保証人を提供するものとします。

第 21 条（反社会的勢力に関する表明・保証）

①甲および乙は、相手方に対し、この契約の締結時および締結後において、自己が暴力団、暴力団関係企業・団体その他反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という。)ではないこと、反社会的勢力の支配・影響を受けていないこと、および自己の役員、従業員、関係者等が反社会的勢力の構成員またはその関係者ではないことを表明し、保証します。
②甲または乙は、相手方が前項の表明・保証に違反したときには、何らの通知・催告その他の手続を要せず、直ちにこの契約を解除することができるものとします。なおこの場合、違反した相手方に対して損害賠償を請求できるものとします。

第 22 条（再リース）

甲は、リース期間満了の60日前までに乙に書面で通知することにより、この契約を更に更新することができます。この場合のリース料等ならびに支払方法等の条件については、別途協議のうえ決定します。以後の契約の更新についても同様とします。

第 23 条（自動車の返還・引取）

①リース期間もしくは前条の更新後のリース期間が満了したときは、甲は、ただちに自動車を乙の指定する場所において、乙に返還します。甲がこれを怠ったときは、乙は、自動車の所在場所から平穩に引上げることができるものとし、甲は、何等の異議を述べません。
②甲は、自動車の返還もしくは引上げの完了のときまでにこの契約上の一切の義務を履行するとともに、自動車の返還もしくは引上げに要する一切の費用を負担します。
③返還もしくは引上げ時において、自動車が受渡の状態と異なっているときは、自動車の通常使用による自然損耗を除いて、甲は、自己の費用で自動車を修理し受渡時の状態に修復します。この場合、乙においてその修復をおこなったときは、甲は、乙の請求にもとづきただちにその修理費用を現金で支払います。
④自動車の返還が遅れたときは、甲は、返還もしくは引上げ完了の日まで第 3 条第 2 項に定めるリース料相当額を損害金として、乙に支払います。この損害金は月額をもって計算するものとし、1 カ月に満たない端数を生じた月についても、これを 1 カ月として取扱います。

第 24 条（乙の権利譲渡等）

乙は、この契約にもとづく権利の全部もしくは一部を譲渡、質入れし、もしくは自動車に担保権を設定することができます。

第 25 条（甲の費用負担）

①甲の契約違反により乙が支出した一切の費用(弁護士費用を含む)は、甲が負担します。
②乙がこの契約による権利を守り、または回復するためにとった措置に要した一切の費用(弁護士費用を含む)は、甲が負担します。

第 26 条（連帯保証人）

連帯保証人は、甲と連帯して、この契約にもとづく甲の乙に対する一切の債務の履行を保証します。

第 27 条（公正証書の作成）

甲および連帯保証人は、乙から請求があり次第、この契約の趣旨を公証人の面前で陳述し、強制執行認諾文書を付した公正証書を作成します。この公正証書作成費用は甲の負担とします。

第 28 条（残存価額の精算）

①この契約満了時の自動車の残存価額は別表 8 記載のとおりとし、甲はこの残存価額相当額を保証するものとします。
②リース期間満了後、自動車の売却処分手取額が残存価額を下回った場合には、甲は乙の請求に基づきその不足額を直ちに乙に支払い、上回った場合は、乙は甲の請求に基づきその超過額を甲に支払います。

第 29 条（特約事項）

別表12に記載の特約事項は、この契約の一部であり、万一この契約条項に抵触するときは、この特約事項が優先します。なお、この契約の条項の変更およびこの契約に定めのない事項についての合意は、書面によるものでなければ効力はないものとします。

第 30 条（信用情報機関への登録と利用の同意）

甲および連帯保証人は、この契約に関する客観的な取引事実に基づく信用情報が、乙の加盟する信用情報機関に 7 年を越えない期間登録されること、並びに、当該機関および当該機関と提携する信用情報機関に登録された情報(既に登録されている情報を含む)が、甲および連帯保証人の支払能力に関する調査のため当該機関の加盟会員または当該機関と提携する信用情報機関の加盟会員に利用されることに同意するものとします。

第 31 条（自動車の登録）

①甲は、乙が国土交通省等から自動車の登録情報の提供を受け、自動車の管理その他の目的で利用・活用することについて、異議ないものとします。
②乙において、商号変更、住所変更、または合併・会社分割・事業譲渡等にもとづく自動車の所有権移転等が生じ、道路運送車両法にもとづく変更登録・移転登録を行う必要が生じた場合には、乙がこの変更登録・移転登録を行うことを甲はあらかじめ承諾するとともに、甲を代理して自動車検査証の記載事項の変更手続きを行うことをあらかじめ承諾します。また、これらの手続きに関連して甲にて対応が必要な事項がある場合には、これに協力するものとします。

第 32 条（訴訟管轄）

この契約に関する訴訟についての管轄裁判所は乙の所在地を管轄する裁判所とします。